

第1回小委員会検討された口蹄疫防疫指針案

<p style="text-align: center;">口蹄疫防疫指針案</p> <p>第1回牛豚等疾病小委員会時の指針案に委員からのご意見等を反映させたもの</p>	<p style="text-align: center;">今回提示防疫指針（案）への反映状況</p>
<p>口蹄疫（以下「本病」という。）は、口蹄疫ウイルスの感染によって起こる急性熱性伝染病で、牛、めん羊、山羊、豚等の家畜を始め、ほとんどの偶蹄類動物が感染する家畜伝染病である。本病はきわめて伝染力が強く、また、発病に伴う発育障害、運動障害及び泌乳障害により、その経済的被害も甚大であることか、国際的にも最も警戒すべき家畜の伝染性疾病の一つとして、その制圧と感染地拡大防止が図られている。このため、いったん本病が発生すれば、国あるいは地域ごとにか、畜産物の厳しい移動制限がかけられ、その国際流通にも大きな影響を及ぼすこととなる。</p> <p>我が国は島国という地理的条件に加えて、輸入検査の努力もあり1908年の発生を最後に、長く清浄を保ってきたが、2000年に92年ぶりとなる発生が確認され、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の制定以来初めて、その発生に伴うまん延防止措置が実施された。同年12月には、本病の発生とその後経緯において明らかとなった課題に対応するため、法の一部を改正し、輸入検査措置及び国内防疫措置の強化を図るとともに、さらに翌年9月には、我が国における家畜防疫を効果的かつ効率的に実施するため、「家畜防疫を総合的に推進するための指針」（平成13年9月6日付大臣公表）を策定し、家畜防疫の基本的な推進方向、関係者の役割分担等を示してきたところである。</p> <p>本病の病原体が国内へ侵入する要因としては、感染動物、汚染畜産物、船舶又は航空機の汚染厨芥、わら、乾草等の飼料又は敷料に加え、風による飛散などが想定されるほか、鳥、人などによる機械的に運ばれるものなど様々である。このため、本病病原体侵入の可能性を排除するために、国際獣疫事務局（OIE）が定める国際動物衛生規約に基づき動物検査を始めとする侵入防止措置が採られている。しかしながら、貿易の自由化が進展し、海外からの家畜、畜産物、飼料及び資材の輸入が増大している中では、すべての侵入リスクを完全に排除することは困難である。</p> <p>本指針は、このような認識の下に、我が国で最も警戒すべき家畜伝染病の一つである本病に関して、国、都道府県（以下「県」という。）、市町村、家畜の所有者及びその他畜産関係者等が連携して取り組んでいくべき、的確な発生予防及びまん延防止措置、迅速かつ正確な情報提供等の方向性を示すことを目的とする。また、本指針に基づいて、技術的内容を含め防疫措置を具体的に規定した「口蹄疫防疫要領」を作成し、それに基づいた総合的な対策を進めていくこととする。</p> <p>なお、本指針は、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくこととする。</p>	<p>前文として挿入。</p>

## 第1 基本方針

本病の防疫対策は、第一に本病の発生国からの病原体の侵入を防止することを目的とし、第二に仮に本病が発生した時はその被害を最小限に食い止めることを目的とする。国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分方式により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが基本となる。

関係者にとっては、本病に係る防疫上の重要性を十分認識し、すべての関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の維持を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策が講じられるよう、危機管理体制を構築しておくことが重要である。また、このことは、すべての関係者が共有すべき責任であることを常に念頭に置く必要がある。

## 第2 輸入検疫措置等侵入防止対策

### 1 基本的考え方

国境を海で囲まれている我が国においては、発生国からの病原体の侵入防止措置が非常に有効な防疫手段であり、輸入検疫が担う役割は極めて重要である。このため、国は、常に国際的な発生動向等を注視し、そのリスクを分析するとともに、発生国からの偶蹄類動物、畜産物等の輸入禁止措置の徹底、動物検疫所における的確な輸入検査及び検査に基づく措置を実施することが重要である。

### 2 国際的な発生動向等の把握

本病は、世界中で発生する家畜伝染病であることから、国は、我が国の本病対策をより一層的なものとするため、我が国との畜産物等の貿易相手国や隣接する東アジアを中心とした国際的な本病の発生及び流行の状況を把握し、関係者に情報提供することが重要である。

## 第3 発生予防措置

### 1 家畜の所有者等の留意事項

口蹄疫は空気の伝播などにより急速に拡大する急性伝染病であり、発見から防疫対応に至るまでの初動防疫を迅速に実施することが、病原体のまん延防止の観点から極めて重要となる。口蹄疫感受性動物の飼養者は常日頃から動物の状態を観察し、口腔内や蹄の付け根などに水疱の形成等の異常が見られる場合には、直ちに獣医師の診察を求めるとともに、家畜保健衛生所に連絡するなど、早期発見、早期通報に努める必要がある。また、家畜の飼養者は、日頃から疾病に関する正確な知識と衛生管理技術の習得に努め、万一の発生の際には冷静かつ的確な対応をとれるよう備えることが重要であり、国、県等は関係者に対し必要な情報の提供及び普及啓発を推進することが重要である。

「第1 基本方針」に追加。

削除。ただし、第4の「2 試験研究機関等との連携」において同趣旨を記載。

第2の「1 家畜の所有者の留意事項」に挿入。

2 異常家畜の発見から病性決定までの措置  
異常家畜の発見から病性決定までの措置が、見られ、家畜を発見した場合、連所  
家畜防疫員は、本病と診断された家畜の所有者に対しては、本  
病の概要、法の趣旨、所有者の義務、県等の協力方針等について十分説明  
し、理解と協力を得ることが必要である。また、患畜及び疑似患畜の  
死体の処理、畜舎等の消毒、汚染物品の処分等必要な防疫措置につ  
いては、指図することが必要である。

3 病性決定時の措置  
本病と診断された場合、国及び県は、速やかに発生状況の概要を公表し、  
防疫の対応方向を示すと、関係者に対し、防疫活動についての協力を  
要請することが重要である。  
また、国は、関係省庁、関係機関等に対して情報提供を行い、防疫に必要  
な措置について協力を求めることとし、必要に応じ、関係機関の協力を得  
て、防疫の専門家を生産県等に派遣し、技術的な助言を行うなどの措置を講  
じることが必要である。

#### 第4 まん延防止措置

1 発生地における防疫措置  
本病が発生した場合、迅速かつ遺漏のないよう防疫措置を進めることが  
重要である。家畜防疫員は、本病と診断された家畜の所有者に対しては、本  
病の概要、法の趣旨、所有者の義務、県等の協力方針等について十分説明  
し、理解と協力を得ることが必要である。また、患畜及び疑似患畜の  
死体の処理、畜舎等の消毒、汚染物品の処分等必要な防疫措置につ  
いては、指図することが必要である。

2 患畜及び疑似患畜の殺等  
患畜及び疑似患畜の殺等並に死体及び汚染物品の焼埋却等については、  
これを早急に県は、市町村等関係団体等と連携し、積極的に家畜等所有者に自  
ら協力することが必要である。また、緊急が必要な場合は、家畜防疫員自  
らその一部又は全部を実施する。死体及び汚染物品の焼埋却等については、  
発生地（患畜又は疑似患畜の所在する場所。以下同じ。）において行う  
こと原則とするが、その数量、現地の地理的状況等によって発生地で実施  
が困難な場合においては、のみ、病原体の散逸防止に万全を期し、他の場所  
に輸送して早急に処理及び汚染物品の焼埋却等が速やかに実施できるよう、あ  
ら関係市町村等と協議を行い、その処理方策の検討及び死体等の焼埋却場

第2の「2 異常畜発見の届出から病性決定までの措置」において詳細に記載。

第3の「1 口蹄疫（患畜又は疑似患畜）の病性決定時の措置」において詳細に記載。

第3の「2 現地における防疫措置」において詳細に記載。

第3の「2 現地における防疫措置」において詳細に記載。また第1の「1 殺処分等について」にお  
いても記載。

等の確保に努めることが必要である。

- 3 関連動物の追跡  
本病の病原体を拡大させる可能性のある感受性動物を追跡することは、まん延防止を図る上で重要である。県は、発生地における動物の移動状況並びに人、物品及び車両等の出入状況について、関係者の協力を得ながら迅速に情報収集を行う必要がある。家畜防疫員は、これらの調査結果に基づき、患者又は疑似患者と接触した、又は接触したおそれのある感受性動物についての隔離の指示を行い、他の動物との接触を避け、必要な検査を実施するなどの防疫措置を図ることが必要である。
- 4 移動の規制及び家畜集合施設の開設等の制限  
家畜等の移動の規制及び家畜集合施設の開設等の制限は、本病のまん延防止を図る上で極めて重要な措置であり、規制の徹底を期すため、関係者の理解と協力を得て効果的に実施することが重要である。  
県は、発生地において、通行の制限又は遮断を行い、応急的な防疫措置が終了するまでの間、人を含めすべての物品の移動、搬入及び搬出を禁止又は制限することが必要である。  
移動又は搬出の制限については、都道府県知事が行うこととなるが、制限が広範囲の地域、長期間にわたる場合等必要があるときは、農林水産大臣が都道府県知事に対し、これらの規制措置を実施すべき旨を指示し、又は、農林水産大臣が自ら区域を指定し、家畜等の移動を制限することを基本とする。
- 5 立入調査及び血清疫学調査  
県は、病原体の浸潤状況の把握及び清浄性確認のため、発生地周辺及び関連動物の移動先農場等において、速やかに立入検査を実施し、臨床症状の確認や疫学関連情報の収集を行い、動物衛生研究所の協力のもと、必要に応じて血清疫学調査を実施することが重要である。
- 6 ワクチン等  
現在、本病のワクチンは、発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画・無秩序なワクチンの使用により、ウイルス保有動物を生じさせ、国内への病原体の定着化を招くおそれがあり、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担を生じるおそれがある。このため、我が国の本病の防疫では、早期の発見と感染畜の迅速なと殺により短時間のうちにまん延を防止することが最も効果的な防疫方法である。  
万が一、発生が周囲に広く拡大し、摘発・淘汰によるまん延防止が不可能となった場合においては、ワクチンの使用を検討することとなるが、ワクチンの使用に当たっては、専門家からの助言を踏まえた国の指示に基づいて、都道府県知事の監視の下、計画的な接種を行うことが重要である。  
また、国は、ワクチン及び注射関連資材の備蓄に努め、ワクチン接種の実施に当たっては、県は、緊急時の防疫資材の入手方法等も検討すること

第3の「3 接触したおそれのある感受性動物の追跡」において詳細に記載。

第3の「4 移動の規制及び家畜集合施設の開催等の制限」において詳細に記載。また第1の「2 移動の規制及び家畜集合施設の開催等の制限について」においても記載。

第3の「5 立入検査、血清疫学調査等」において詳細に記載。

第3の「6 予防注射」において詳細に記載。また第1の「3 予防注射について」においても記載。

に、初動防疫に必要な資材の備蓄に努めることが必要である。

- 7 収集された情報の公開及び提供  
情報の収集及びその公開・提供に当たっては、誤った情報や不確定な情報により誤解を与え、風評を生じることにより経済的被害を招くことのないよう、国、県及び市町村等は、畜産関係者のみならず、消費者等に対し、必要な情報を、迅速かつ正確に、理解しやすい形で提供していくことが重要である。  
その際、インターネット等を利用した文字と写真による情報伝達は、情報量の多さ、迅速性及び正確性に優れていることから、防疫と広報活動に積極的に活用することが必要である。

## 第5 まん延防止措置実施体制の強化

- 1 基本的考え方  
本病の防疫対策を、より円滑に行うため、国、県及び発生地において、対策本部を設置することが必要である。なお、本部の運営に当たっては、業務分担、責任区分及び指揮命令系統を明確にし、円滑な防疫措置が講じることができるよう、関係自治体、関係機関及び関係団体等と密接な連携を図ることが必要である。
- 2 現地对策本部の設置  
本病発生地の実際的な防疫活動を組織的かつ円滑に行うことを目的として、現地を管轄する家畜保健衛生所を中心とした現地对策本部を設置することが必要である。
- 3 県対策本部の設置  
本病発生県は、現地の防疫方針の策定、国、関係県、関係機関等との連絡調整、現地の防疫活動への指示・支援を行い、円滑な防疫対応を図ることを目的として、県内の関係部局を構成員とした県対策本部を設置することが必要である。
- 4 中央対策本部の設置  
国は、国際機関、関係省庁、関係県及び関係機関等との連絡調整、防疫方針の企画及び決定、情報収集、防疫措置に関する指示及び専門家との連絡調整等の業務内容に応じた体制を構築し、円滑な防疫措置を図ることを目的として、中央対策本部を設置することが必要である。

## 第6 原因の究明

- 1 基本的考え方  
感染源及び感染経路を究明し、これを特定することは、さらなる発生の拡大を防止することのみならず、病原体の新たな侵入に対する防疫措置を効果

削除。ただし、第3の1の「(1)発表」において同趣旨を記載。

第3の「8 防疫対策組織」において詳細に記載。

第3の「7 原因の究明」において同趣旨を記載。

的に実施することを可能とする。このため、以後の防疫対策に資することを目的とした原因究明調査を実施することが極めて重要である。

## 2 感染源及び感染経路の調査

国及び県は、動物検疫所、動物衛生研究所及び関係機関等の協力を得て、追跡調査や血清疫学調査を行うとともに、動物、人、物品及び車両等の移動、飼料の利用並びに気象条件等を網羅的に調査し、専門家からの助言を踏まえ、感染源及び感染経路の究明に努めることが重要である。

## 第7 関係機関との連携の強化等

### 1 基本的考え方

本病は、発生予防からまん延防止措置に至るまで、様々な関係機関との連携が必要であり、それぞれの立場に応じて適切な取組を推進することが重要である。また、日頃より本病発生時の連絡体制を確認し、万一の発生の際の業務分担、責任区分及び指揮命令系統を明確にし、円滑な防疫措置を講じることができるよう、危機管理体制の構築に努めることが重要である。迅速な防疫措置の実施に当たっては情報伝達と広報が重要な役割を果たすことから、緊急時には、情報が必要な場所に直接届くよう、有機的な連絡体制を整備しておく必要がある。

### 2 関係行政機関における連携

本病の防疫対策は非常に多岐にわたり、国、県、市町村の各段階で、公衆衛生部局、環境部局、財政部局、警察・防衛その他の部局を所管する各機関との連携、協力のもと、それぞれの業務の役割に応じた取組を推進することが重要である。また、国並びに発生県及び発生市町村、更には隣接する県等との緊密な連携、協力のもと、的確な取組を推進することが重要である。

### 3 家畜保健衛生所の体制強化

家畜飼養農場等を管轄する家畜保健衛生所においては、家畜飼養者等に対して必要な情報の提供、説明、助言及び指導等を行い、発生時を想定した防疫演習を実施するなど、日頃から本病に対して備えることが重要である。また、発生した際の防疫措置を適切に実施するため、検査に必要な資材や機器の整備を充実し、体制強化に努めることが重要である。

### 4 研究機関等との連携

本病の発生予防及びまん延防止措置を的確に推進していくためには、より効果的な防圧方法の開発や本病に関する知見の収集が非常に有益であり、社会的、経済的側面にも配慮した研究を推進していくことが重要である。このため、国は、動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、研究の充実に努めるとともに、研究成果が相互に活用できる体制整備を推進していくことが重要である。

### 5 諸外国との情報交換の推進

「第4 防疫対応の強化」において記載。また、全体で各箇所に記載。ただし、「3 家畜保健衛生所の体制強化」については削除。

本病は、未だ世界各国で発生がみられることから、国際的な発生状況の把握や本病に係る知見の収集が必要不可欠である。このため、国は、海外の政府機関・試験研究機関、国際獣疫事務局（OIE）その他の国際機関との積極的な情報交換に努めることが必要である。

#### 6 専門家会合の開催

本病の防疫対策の実施に当たっては、科学的根拠に立脚した措置を行うことが必要不可欠であり、科学的知見の収集や研究報告の評価を行うことが重要である。国は、必要に応じ、本病の専門家からなる会合を開催し、意見及び助言を受け、防疫対策に適切に反映することが重要である。

### 第8 本指針の進捗状況の評価及び展開

本指針を有効に機能させるためには、関係者が協力して本指針に掲げた対策の実施に努めることが重要である。また、取組の進捗状況や国際情勢等を踏まえ、関係者や専門家の意見を聴きながら、必要に応じて、取組の見直しを行うことが重要である。

削除。ただし、前文において同趣旨を記載。